

町内会やNPO、ボランティア活動を幅広くサポートします！

# 郡山市まちづくり活動保険

## まちづくり活動保険とは

1. 郡山市が独自に導入している保険です。
2. **市民公益活動中の傷害事故**や**他人に対する賠償責任事故**を補償するものです。
3. **事前申込は不要**です。該当するかどうか事前に確認をお願いします。
4. 市民の皆さんの**費用負担はありません**。



市民公益活動とは？……市民の皆さんが自発的に行う公益性のある活動です。

## 補償対象となる活動

自発的に行う、下表の活動などが対象になります。

町内会活動やボランティア活動、NPO 活動					市が主催・共催する事業である市民公益活動
防火・防災活動	地域社会活動	青少年健全育成活動	社会福祉活動	環境保全活動	
災害支援活動 啓発広報活動 除染活動	町内会・自治会活動 防犯活動 交通安全活動	地域巡回活動 青少年保護活動 児童福祉向上のための活動	社会福祉施設・高齢者・障がい者への援護活動	環境美化活動 清掃活動 リサイクル活動	運営ボランティア 公職選挙投票所内での事故

## 補償対象とならない活動・事故

- 政治や宗教又は営利を目的とする活動
- 有償で行われる活動（交通費などの実費支給は無償とみなします。）
- 懇親、趣味等を目的とした活動
- 活動中の自動車による事故
- 自己の故意による事故 など

（詳しい補償内容は、裏面をお読みください。）

## 補償内容

### 傷害事故補償

市民公益活動主催者等や参加者が、**活動中の事故により死亡または負傷した場合**に、次の補償金が支払われます。

区分	補償金
死亡補償	200万円
後遺障害補償	6万円～200万円（後遺障害の程度に応じた金額）
入院補償	日額3,000円に入院日数（180日限度）を乗じて得た金額
手術補償	3万円～12万円（手術の種類に応じた金額）
通院補償	日額2,000円に通院日数（90日限度）を乗じて得た金額

### 賠償責任事故補償

市民公益活動主催者等が活動中に他人の生命・身体・財物に損害を与え、**法律上の賠償責任を負った場合**、次の補償金が支払われます。

区分	補償金（上限）	免責額（自己負担額）
対人賠償	1名につき 5,000万円	1,000円
	1事故につき 1億円	
対物賠償	1事故につき 1,000万円	
保管物賠償	1事故につき 300万円	

## 事故が発生した場合

事故が発生した場合、事故の状況（時間・場所・現場写真など）や事故を証明できる人の氏名・連絡先を記録するとともに、速やかに、下記へご連絡ください。

※ 事故発生から30日以内に事故報告がない場合は、この制度が適用されないことがあります。

お問合せ先

郡山市 市民部 市民・NPO活動推進課

住所：〒963-8601 郡山市朝日一丁目23-7（西庁舎3階）

TEL：024-924-3471 / FAX：024-931-5186

メール：shiminnpokatudou@city.koriyama.lg.jp



お気軽に  
相談して  
ください！